

第3章 自然と人がふれあう潤いのある広島

人も生態系を構成する一員であることを認識し、貴重な自然の保護や身近な自然との豊かなふれあいを保ちながら、自然への適切な働きかけや賢明な利用を通して、健全な生態系を維持・回復し、自然と県民が共生できる豊かで潤いのある環境を確保します。

第1節 瀬戸内海的环境保全と創造（横断的項目）

●現状と課題

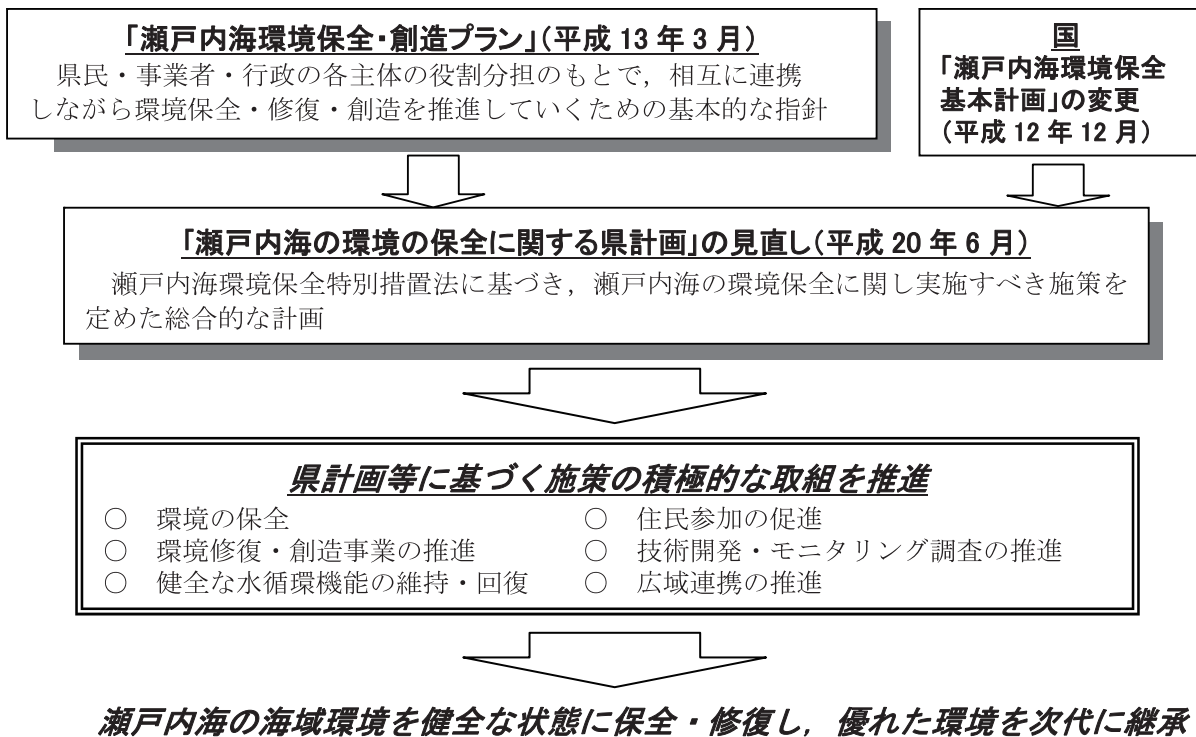
高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制的措置により危機的な状況は脱したものの、近年は横ばいの状況にあります。

また、本県の藻場¹・干潟²は、沿岸域の環境変化や開発行為等により近年減少傾向にあります。自然海岸も、約31.5%が残存するのみで、全国の53.1%に比べ少なくなっています。（H8時点。環境庁第2回～第5回自然環境保全基礎調査より）

今後の瀬戸内海的环境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

●施策の展開

図表 3-1-1 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



資料：県環境保全課

1 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。
2 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

(1) 総合的な環境保全・創造施策の推進

- 「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海的环境の保全に関する県計画」に基づき、残された貴重な自然の維持と海域環境悪化の防止、失われた環境の修復と創造のための施策を、地域住民をはじめとした幅広い主体の参加と連携のもとに地域の特性を踏まえて総合的に推進します。

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海的环境の保全に関する県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進します。

【平成 20 年度実績】 第 6 次総量削減計画を踏まえ「瀬戸内海的环境の保全に関する県計画」を見直し、藻場・干潟の保全及び再生、景観形成の推進、海ごみ対策や「ひろしまの森づくり県民税」の活用等による健全な森林の保護育成等の項目を追加。また、施策の効果的な実施を図るために進行管理を実施。

【平成 21 年度内容】 計画を推進するため、引き続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。

(2) 環境の保全

- 貴重な自然環境等の保全や海域利用の適正化を図ります。

※ 関連事業：排水規制等の実施 (P43)、排水処理施設の整備推進 (P44)、放置艇の規制 (P89)

(3) 環境修復・創造事業の推進

- 海域環境の修復や魚介類の生息環境の維持・回復、自然と人とのふれあいの場の確保等を図ります。

ア 藻場・干潟等の造成

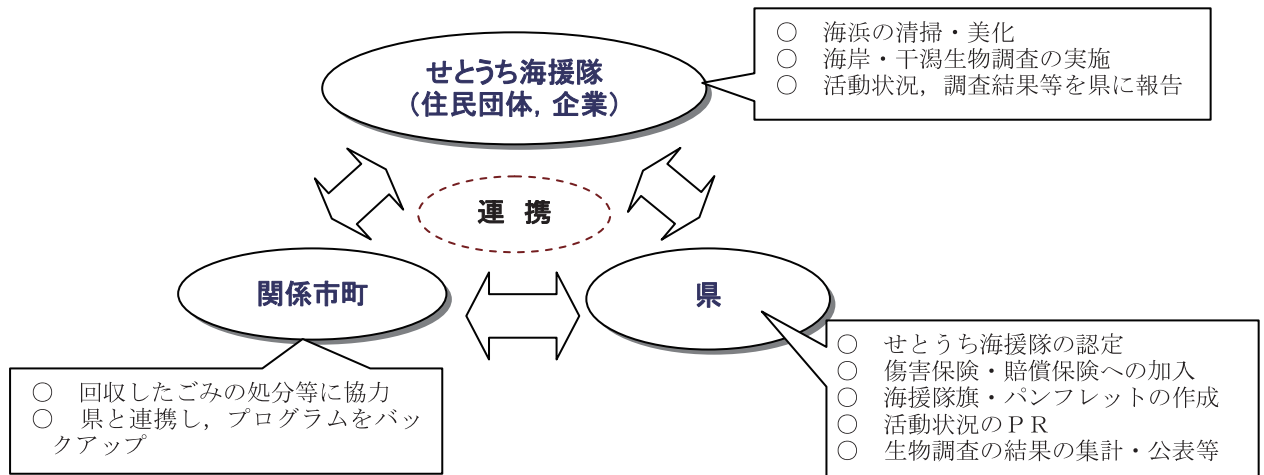
※ 関連事業：水産基盤整備事業 (P78)、漁港海岸環境整備事業 (P89)、港湾環境整備事業 (P89)

(4) 住民参加の促進

- 環境に対する認識を深め、自主的な行動を促進していくための環境学習や住民参加の取組の促進を図ります。

ア せとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動状況の PR 等、により支援します。



【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】市町と連携しながら, せとうち海援隊の活動を支援。(平成 20 年度は, 傷害保険・賠償保険に加入し, 活動状況のPR等を通じて, 参加した36団体を支援。)

(5) 技術開発・モニタリング調査の推進

- 海域環境の修復・創造のための技術開発や自然環境, 海岸生物に関するモニタリング調査の普及を図ります。

ア 瀬戸内海水環境等調査 [環境保全課]

瀬戸内海の水環境について, 現在の化学的な調査に加えて, 生物の指標(干潟など浅海域における生物, 植物, 生息環境等)を考慮した総合的な水環境評価手法の検討を進めています。また, 調査実施の際は, 住民団体等との連携を図ります。

【平成 20 年度実績】県内の海岸や干潟などから4箇所を調査し, 住民団体等(延べ8団体, 39人)と連携して, 水環境の評価の検討を行うための資料を収集。

【平成 21 年度内容】県内2箇所において, 年に2回(春季, 秋季)調査を行い, 浅海等に生息する生物等による調査方法の確立及び普及を図る。

(6) 広域連携の推進

- 瀬戸内海地域は, 豊かな自然と歴史・文化を共有しています。人口, 産業等の集積, 閉鎖性水域という特性に配慮した環境保全と内海多島美の自然景観の保全を図るため, 関係府県等と連携して広域的な取組を推進します。

ア 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」, 「(社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]

関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策, 瀬戸内海再生のための取組等を行います。

【平成 20 年度実績】瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討, 瀬戸内海的环境保全・再生に関する国への要望や, 瀬戸内海環境保全普及啓発事業・調査研究などを実施。

【平成 21 年度内容】引き続き, 関係府県等と連携して広域的な取組を推進。